

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条等に基づいて作成したディスクロージャー資料です。その各項目は以下のページに掲載しています。

単体ベースの項目(信金法施行規則第132条)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	49
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	49
(3) 会計監査人の氏名又は名称	30
(4) 事務所の名称及び所在地	10
2. 金庫の主要な事業の内容	15 ~ 17
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	3 ~ 4
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	3
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(除く投資信託解約損益)	34
イ. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	34
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	36, 37
エ. 受取利息及び支払利息の増減	36
オ. 総資産経常利益率	37
カ. 総資産当期純利益率	37
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	38
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	39
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	40
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	40
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	41
エ. 使途別の貸出金残高	41
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	42
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	37
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	47
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	46
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	46
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	37
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の体制	18
(2) 法令遵守の体制	12
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	5
(4) 金融 ADR 制度への対応	12
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	25 ~ 30
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	44
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項	20, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 43
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	46 ~ 47
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ等取引)	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
(6) 貸出金償却の額	43
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	30
6. 役職員の報酬体系の開示に関する事項	50

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

① 自己資本の構成に関する事項	31, 32
② 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	31
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	33
ウ. 信用リスクに関する事項	20
・ リスク管理の方針及び手続きの概要	20
・ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項	20
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	21
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	21
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	22
キ. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	23
ク. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	23
ケ. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	23
コ. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	24
サ. 金利リスクの算定手法の概要	24
③ 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の充実度に関する事項	33
イ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	20, 21, 43
ウ. 信用リスク削減手法に関する事項	21
エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	21
オ. 証券化エクスポージャーに関する事項	22
カ. 出資等エクスポージャーに関する事項	23
キ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	23
ク. 金利リスクに関する事項	24

金融再生法に基づく項目

資産査定公表	45
--------	----

連結ベースの項目(信金法施行規則第133条)

該当ありません。